

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		11-01-01		戦略プラン		<input checked="" type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		地域環境整備対策（荒川ルール）		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原	
				担当者名	永澤	内線	2816	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-04-01	地域環境整備対策費					
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度		<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 18年度		根拠		通称「荒川ルール条例」		
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度		法令等		
実施基準		<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系		分野	VI	安全安心都市				
		政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
		施策	01	快適な市街地環境への誘導				
目的	区内で大規模マンション（延べ面積3,000㎡以上かつ高さ10m超）が建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、地域における生活環境の保全と建築紛争を未然に防止することを目的としている。							
対象者等	大規模マンション（延べ面積3,000㎡以上かつ高さ10m超）の建築主							
内容	○『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』（荒川ルール条例）を平成18年12月15日に制定し、実施している。 ○大規模マンション計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアクセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして、地域住民と事業者とが協議を行うために必要な手続きを定めている。 ○条例手続きの流れは以下のとおり ①事業者が区へ計画書を提出→②事業者による地域住民への計画説明会の実施→③地域住民による地域関係者会の設立→④地域関係者会より区へ「意見書」の提出→⑤「意見書」を踏まえ、区と事業者で協議→⑥事業者が区へ「回答書」を提出→⑦区は地域関係者会に協議結果の報告と「回答書」の送付→⑧地域関係者会と事業者との協議の継続→⑨回答書の内容等で合意した事項について「協定書」の締結→⑩区は地域関係者会と事業者に終了通知の送付							
経過	○平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として、区は、『荒川区マンション建設に伴う地域環境の配慮に関する要綱』（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。 ○上記要綱の対象を拡大し、内容を充実させるため、区は、平成18年12月15日、『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』を制定、同日施行した。 ○平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止した。							
必要性	大規模マンションの建設における建築紛争を未然に防止するとともに、良質なマンションの供給及び地域環境の保全と向上のため、その必要性は大きい。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	① 建築紛争未然予防割合（％）		100	100	100	100	100	紛争未然予防件数／届出件数
	② 協定締結率（％）		100	100	100	100	100	協定締結件数／届出件数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
推進		継続		大規模マンションの建設にあたり、事業者と近隣住民との間で建築紛争を未然に防止することができる有用な制度である。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		488	424	426	425	424	291	424
決算額(30年度は見込み)		273	233	218	208	208	104	424
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
届出件数		5	5	4	3	3	5	5
事業者による説明会回数		5	5	4	3	3	5	5
地域関係者会議の回数		40	39	30	22	25	19	22
アドバイザー派遣回数		5	4	3	3	3	1	3
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	アドバイザー報酬	203	報酬	アドバイザー報酬	102	報酬	アドバイザー報酬	386
旅費	アドバイザー旅費	4	旅費	アドバイザー旅費	2	旅費	アドバイザー旅費	19
需用費	連絡調整会議賄い	1				需用費	連絡調整会議賄い	1
						使用料	会場使用料	18

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費		2,543	6,446	3,903		地方税	0	0
物件費		5	2	▲3	国庫支出金	0	0	0	
維持補修費		0	0	0	都支出金	0	0	0	
行政費用	行政収入				分担金及び負担金	0	0	0	
補助費		0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
補助費等		0	0	0	その他	0	0	0	
減価償却費		0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲2,678	▲7,813	▲5,135	
賞与・退職給与引当金繰入額		130	1,365	1,235	金融収支差額(d)	0	0	0	
その他行政費用		0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲2,678	▲7,813	▲5,135	
行政費用合計(b)		2,678	7,813	5,135	特別収入(f)	0	0	0	
特別費用(g)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲2,678	▲7,813	▲5,135	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0					

備考 29年度においては、物件費がアドバイザー旅費の実績減等に伴い減少した。

問題点・課題

○既存建物の解体に伴う届出計画については、近隣への騒音・振動等の影響が大きいため、地域住民への事前の解体説明会の実施を事業者をお願いしており、これまで、ほぼ実施をしてもらっている。

○近年、これまで近隣住民が利用していた計画敷地に接する道路上のごみ集積場所の位置が、計画の実施に伴って、変更する必要が生じる事例が地域や町会の課題となっている。このため、条例適応期間に地域として場所を検討するよう町会や地域関係者に促している。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も解体工事が発生する届出物件については、説明会の実施を指導していく。	荒川ルールの届出後に、解体工事が発生する届出物件については、説明会を実施した。	引き続き、解体工事が発生する届出物件については、説明会の実施を指導していく。また、町会加入についても強く指導していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
議会議決(要旨)	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年2定 「荒川ルール」における区の立場について 平成17年3定 「荒川ルール」における区の対応について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	開発許可制度	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
		担当者名	近江	内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）							
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	43年度	根拠法令等	都市計画法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	快適な市街地環境への誘導				
目的	一定規模以上の土地での区画形質の変更（道路の新設及び廃止、1mを超える切土又は盛土）に対し、公共施設（道路・公園等）の設置を義務づけることにより、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地を図るとともに、安全で良好な宅地環境の整備を図る。						
対象者等	主として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うために、500㎡以上の土地での区画形質の変更を行う事業者						
内容	以下の技術基準に適合しているかどうか審査 ・ 予定建築物が用途地域等に適合していること ・ 接続先の道路、開発区域内の道路・公園等が基準に適合していること ・ 給排水施設が基準に適合していること ・ 申請者に必要な資力及び信用があること ・ 工事施行者に必要な能力があること ・ 開発区域及びその周辺の所有者等の同意を得ていること ※住環境条例、指導要綱等の内容を併せて指導						
経過	昭和43年6月15日 都市計画法公布 平成12年4月1日 地方分権に伴い、都の事務処理特例条例により委任となる 平成18年5月31日 都市計画法改正により、開発許可が不要とされていた国及び都道府県等が行う開発行為についても、開発行為の協議は必要となる						
必要性	都市計画法に基づく事務のため、必要不可欠である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 許可までの日数(審査期間)(日)	10	14	4	14	10	審査期間の平均日数(標準処理期間65日)
	② 審査請求件数	0	0	0	0	0	審査請求を受けないう、厳正な審査を行う
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	法律に基づく事務であり、秩序あるまちづくりを進めていくためには必要である。					

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-03		戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事				
事務事業名	都市計画審議会運営		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	永澤	内線	2816		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	都市計画審議会費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)			<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成		47年度	根拠	都市計画法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	都市計画法による権限に属する事項と、区長が諮問する都市計画に関する事項について、調査、審議、答申すること及び都市計画に関する事項について、必要に応じて建議することで区長が行なう都市計画決定を補完する。							
対象者等	荒川区全域							
内容	○審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等について調査、審議、答申または建議する。 ○構成員 学識経験者7人、区議会議員5人、関係行政機関の職員3人（東京都、警察、消防）、区民5人 計20人							
経過	○平成12年4月1日、地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、法律に基づく都市計画審議会となったことにより、条例及び規則を改正した ○平成12年度から運営要綱及び取扱要領を整備して会議を公開した。 ○29年度都市計画審議会の開催（H30.1.22） ■用途地域の追加に伴う地区計画の変更について [審議・答申] ① 南千住一・荒川一丁目地区 ② 荒川二・四・七丁目地区 ③ 荒川五・六丁目地区 ④ 町屋二・三・四丁目地区 ⑤ 尾久中央地区 ■報告事項 都市計画道路（荒川区決定）の進捗状況について							
必要性	区の都市計画決定等に際し法的に必要である。							
実施方法	(<input type="radio"/> 直営) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員)							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	審議会開催件数	1	1	1	3	-	必要に応じて開催
	②	案件審議件数	1	1	1	3	-	必要に応じて開催
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続		継続		都市計画の決定に当たっては、区民や専門家等の意見を反映していくことが重要である。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,108	1,096	1,013	837	838	845	838
決算額(30年度は見込み)		476	415	727	251	221	219	838
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
開催回数(回)		2	2	3	1	1	1	3
委員平均参加率(%)		95	82	95	85	95	90	90
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	審議会委員報酬	190	報酬	審議会委員報酬	181	報酬	審議会委員報酬	692
旅費	審議会委員旅費	3	旅費	審議会委員旅費	4	旅費	審議会委員旅費	30
需用費	審議会賄い	4	需用費	審議会賄い	4	需用費	審議会賄い	13
役務費	議事録作成料	24	役務費	議事録作成料	24	役務費	議事録作成料	79
			使用料等	会場使用料	6	使用料等	会場使用料	24

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費		2,648	3,720	1,072		地方税	0	0
物件費		31	38	7	国庫支出金	0	0	0	
維持補修費		0	0	0	都支出金	0	0	0	
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
減価償却費		0	0	0	その他	0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額		137	762	625	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,816	▲ 4,520	▲ 1,704	
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
行政費用合計(b)		2,816	4,520	1,704	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,816	▲ 4,520	▲ 1,704	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,816	▲ 4,520	▲ 1,704	

備考 29年度においては、物件費が会場使用料の実績増等に伴い増加した。

問題点・課題 ○都市計画審議会は、都市計画案件により必要に応じて開催しているが、案件はその年度により増減があるため、案件数が多い場合は、いかに効率よく有効に開催していくかが課題である。
○都市計画案件は、専門的な用語や事例が多いため、区民委員への事前の説明・周知が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	案件については、引き続き審議会会長等との事前の相談・協議を徹底し、開催回数、時期などを決定していく。	審議会会長等との事前の相談・協議を徹底し、開催内容・時期などを決定した。	案件内容等については、引き続き審議会会長等との事前の相談・協議を徹底し、審議会の充実を図っていく。
②	引き続き、区民委員の事前の勉強会を実施して、審議の充実を図ると共に、分かりやすい資料作りに努めていく。	29年度は、案件内容が軽微な変更によるものであったため、区民委員の事前の勉強会を実施していない。	案件内容により、区民委員の事前勉強会を実施して、審議の充実を図ると共に、分かりやすい資料作りに努めていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議況(要旨)	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		11-01-04		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		都市復興計画		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原	
				担当者名	大沼・宮本	内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 （ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度 ）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度		<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 13年度		根拠		荒川区震災等による被災市街地復興条例		
終期設定		<input checked="" type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等				
実施基準		<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系		分野		VI		安全安心都市		
		政策		12		利便性の高い都市基盤の整備		
		施策		01		快適な市街地環境への誘導		
目的		大規模な震災、火災その他の災害により甚大な被害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、市街地の計画的な整備改善について必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、もって災害に強い良好な市街地の形成に資する。						
対象者等		大規模な震災などにより甚大な被害を受けた地区						
内容		（都市復興マニュアル） 【第1段階】都市復興初動体制の確立（発災～1週間）⇒【第2段階】都市復興基本方針等の策定（1週間～1ヶ月）⇒【第3段階】都市復興基本計画等の策定（1ヶ月～6ヶ月）⇒【第4段階】都市復興事業計画等の策定（6ヶ月～1年）⇒【第5段階】都市復興事業の推進（1年以降） ○復興担当職員がいざというときにとるべき行動手順や計画立案の指針について検証、検討を進める ○東京都が開催する都市復興模擬訓練への参加 ○被災建築物応急危険度判定員（事務局：建築指導課）や被災宅地危険度判定士の養成						
経過		平成9年度 （東京都）都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定 平成10年度 （東京都）都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施 ※以後毎年実施 平成12年度 （東京都）震災対策条例公布 平成13年度 （東京都）震災復興グランドデザイン策定 東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会発足 講習会の実施 ※以後毎年実施 平成13年10月 荒川区震災等による被災市街地復興条例制定 平成14年度 （東京都）震災復興マニュアル策定 ※都市復興と生活復興を統合し再編（H28.3修正） 平成15年9月 荒川区都市復興マニュアル策定（H27.4 一部改正） 平成20年度 （東京都）区市町村震災復興標準マニュアル作成 平成25年6月 大規模災害からの復興に関する法律公布 ※被災宅地危険度判定士 64名（平成29年度末）						
必要性		迅速かつ円滑に都市の復興を進めるには、いざというときにとるべき行動や施策をあらかじめ検討し、多くの職員が理解しておくことが有効である。また、復興計画の策定に向けた手順等を平時から訓練し、有事に備えることが重要である。						
実施方法		（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	都市復興マニュアルの見直し(%)	70	70	70	70	100	検討:50%、時点修正:70%、改訂:100%
	②	都市復興模擬訓練への参加者数(人)	1	1	1	5	2	参加人数 ※H30は荒川区が会場のため
③	被災宅地危険度判定士の登録者数(人)	54	63	64	69	75	登録者数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続		継続		災害時における復興計画に迅速に対応するためにも必要である。				

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		11-01-05		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		土地利用現況調査		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原	
				担当者名	近江	内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-06-01	土地利用現況調査費					
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 （ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度 ）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	61年度		根拠	都市計画法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度		法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	都市計画を適切に運用・遂行するため、土地利用状況のほか、建築物の用途、構造、面積等の調査を定期的に行い、まちの経年変化を把握する。 随時行われる都市計画の変更に伴い、都市計画図等閲覧システムを更新し、ホームページで公開する。							
対象者等	区内全域の土地・建築物							
内容	○主な事項 都市計画法に基づき、都が主体となって実施した都市計画に関する基礎調査の一部である土地利用現況調査結果を基に、区におけるデータ作成を行う。 ・都市計画基礎調査（都市計画法第6条）に関する事務：概ね5年毎（平成30年度実施予定） ・土地利用現況調査（都市計画基礎調査のための実地調査）：概ね5年毎（直近：平成28年度） ○付属事項 ・土地利用現況調査結果を基に、区内の土地利用の状況及び経年変化を資料としてまとめている。 ・都指定の地図データに用途地域等の都市計画や土地利用現況調査結果を組み込んだシステムを構築し、保守・管理している。 ・用途地域等を記載した都市計画図データの作成（毎年）及び印刷（都市計画変更時） ・まちづくり施策の基礎資料として使用する白図データの作成（毎年）							
経過	土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎） 都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎） 荒川区都市計画情報システムの導入（平成13年度） 都市計画図等閲覧システム[ホームページ用]の構築（平成19年度） 荒川区地図情報システムの導入（平成29年度）							
必要性	都市計画法に基づく事務であり、都市計画情報を適正に管理することは、まちづくり施策の推進を図るために必要である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 統合型GIS及び公開型GIS更新業務委託、都市計画図データ作成及び印刷（金額2,548,800円）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	都市計画図アクセス状況（数）	12,805	19,122	22,847	25,000	40,000	年単位（年度単位ではない）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
推進	継続		土地利用現況調査の定期的な実施により、まちの経年変化や各種まちづくり事業の進捗状況を把握することができ、新たなまちづくり施策立案の基礎資料として活用できる。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		7,087	1,315	1,264	1,446	1,505	12,207	2,588
決算額(30年度は見込み)		7,025	1,302	1,264	1,439	1,418	8,520	2,588
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	荒川区都市計画図(発行部数)	0	1,000	—	1,000	1,000	—	1000
	荒川区白図(発行部数)	100	100	—	—	—	—	—
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	システム管理	1,361	委託料	土地利用現況調査データ作成	4,563	役務費	インターネット接続料	39
使用料等	地形図著作権	57	委託料	GISデータ更新作業他	3,957	委託料	GISデータ更新作業他	2,549

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,448	5,676	1,228		地方税	0	0
	物件費	1,418	8,520	7,102	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	247	1,222	975	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,113	▲ 15,418	▲ 9,305	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	6,113	15,418	9,305	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,113	▲ 15,418	▲ 9,305	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,113	▲ 15,418	▲ 9,305	

備考 29年度においては、物件費が土地利用現況調査データ作成、公開型GIS運用開始のためのデータ更新作業等の委託料の増に伴い増加した。

問題点・課題 ○都市計画情報システムに道路台帳平面図・指定道路図をあわせて搭載する「地図情報システム」の公衆配信の効果を検証し、必要に応じて改善を図る。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成30年度の都市計画情報システムの公衆配信に向け、データの更新並びにデータの精査を行う。	平成30年度の都市計画情報システムの公衆配信に向け、データの更新並びにデータの精査を行った。	都市計画情報システムの公衆配信の効果を検証し、必要に応じて改善を図る。
②	土地利用現況調査において、これまでの指標データの更新とともに、新たな指標「不燃領域率」を調べる。	土地利用現況調査において、これまでの指標データの更新とともに、新たな指標「不燃領域率」を調査した。	調査完了済み
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議(会)質(問)状	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-06		戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事			
事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原	
			担当者名	近江	内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○30年度 ○29年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成 52年度		根拠	法令等			
終期設定	○有 ●無 年度		荒川区市街地整備指導要綱				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	快適な市街地環境への誘導				
目的	一定規模以上の建築物の建設、周辺の市街地環境に影響を与える施設設備等に対して、荒川区のまちづくり施策との整合性を図るため必要な事項を定め、区内における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上及び公共公益施設等との調和を図る。						
対象者等	①都市計画法第29条に基づく開発行為、②延床面積1,000㎡以上の建築物、③6戸以上の共同住宅等及び長屋、④墓地又は納骨堂の設置、⑤ペット火葬施設等の設置、⑥移動火葬施設の使用						
内容	<p>○事業計画の段階で、以下の事項について指導・協議する。 近隣関係住民への説明、町会等との協議、景観への配慮、電波障害対策、計画規模に応じた道路及び緑地等・外壁の後退、生活環境対策（ごみ置場及びリサイクル物品保管場所の設置、防犯灯の設置）、事業計画に応じた駐車施設（来客、荷捌き、その他）及び駐輪施設の設置、防災対策（防火水槽設置、雨水対策）、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮、土壌汚染対策、埋蔵文化財保護</p> <p>○協議で合意に達した場合、合意事項に基づく協定を締結する。</p> <p>○工事完了時に現地に赴き、協定の履行確認を行うとともに、適正な維持管理を担保する。</p>						
経過	昭和52年11月制定（荒川区開発指導要綱） 昭和58年4月改正（名称：東京都荒川区市街地整備指導要綱） 平成9年9月現要綱制定 ※以後12回改正、最終改正平成26年3月 平成19年9月改正（集合住宅を条例化） 平成25年3月改正（戸建住宅等を条例化） 平成30年3月改正（小規模な共同住宅・寄宿舍・長屋を新たに対象）						
必要性	秩序ある民間開発事業を整備促進し、既成市街地における住環境の維持・向上を図るために、必要な事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、事業者は「事前申出書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 協定締結率 (%)	83	100	20	100	100	協定締結/提出（適用除外除く）
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	区の街づくり方針に合わせた開発誘導が必要である。					

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-07		戦略プラン	●協働 ○業務 ○財務 ○人事				
事務事業名	魅力ある都市景観づくり		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	永澤		内線	2816	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-08-01	魅力ある都市景観づくり事業費						
事務事業の種類	○新規事業（○30年度 ○29年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成 11年度		根拠	景観法・都景観条例・区景観条例				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等					
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	荒川区景観条例及び景観計画の着実な運用により、区の特徴を生かした景観まちづくりの推進を図る。							
対象者等	○一定規模以上の建築物の新築、増築、改築等を行う建築主 ○宅地開発を行う事業主等							
内容	○荒川区景観条例、景観計画 景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等のほか、区民と進める景観まちづくり等について必要な事項を定めることにより、区民等、事業者及び区が協働して、地域特性を生かした良好で個性あふれる景観形成の実現を図ることを目的としている。 ○荒川区景観審議会 区長の附属機関として、良好な景観の形成に関する事項について、調査・審議を行う。 29年度開催内容（H29.9.1） 報告事項①景観事前協議制度について②荒川区景観まちづくり塾について ③西日暮里駅前地区市街地再開発事業について ○景観まちづくり推進委員会 公募区民で構成する委員会、景観まちづくりの施策を広く区民等に普及・展開する。							
経過	平成16年6月 景観法の公布（17年6月全面施行） 平成20年度 区内の景観の状況や景観資源の把握をするための景観基礎調査を実施 平成21-22年度 景観法を踏まえた区の景観計画（案）、景観条例（案）を作成 平成23年度 区は、東京都の同意を得て、5月1日付けで「景観行政団体」となり、24年3月1日に景観計画と景観条例の施行をした 平成24年度 以後、条例に基づく事前協議制度、景観法に基づく届出制度を実施継続 その際、景観アドバイザー制度を活用し、事業者への適切な指導、誘導を実施継続 「防災と景観」をテーマに景観まちづくりセミナーの開催 平成28年度 景観まちづくり塾の実施（全8回）、景観まちづくりシンポジウムの開催 平成29年度 景観まちづくり塾（Ⅱ期）の実施（全7回）、景観まちづくりシンポジウムの開催 平成30年度 景観まちづくり塾（Ⅲ期）の実施予定、景観まちづくりシンポジウムの開催予定							
必要性	良好な景観は、魅力と個性ある街並みの形成と、潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	景観アドバイザーの指摘に対する対応率（%）	86.4	71.4	91.5	83.0	90.0	・対応率=対応案件数/事前協議件数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
推進	推進	生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりは重要である。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		3,584	3,910	3,238	10,325	3,186	3,458	3,451
決算額(30年度は見込み)		1,946	2,484	1,299	8,133	1,770	1,549	3,451
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	事前協議件数	51	62	55	59	56	57	60
	届出件数	48	65	53	66	56	44	50
	景観アドバイザー-相談協議回数	34	47	29	34	27	42	40
景観審議会開催回数		1	1	1	0	1	1	1
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	アドバイザー報酬等	1,444	報酬	アドバイザー報酬等	1,329	報酬	アドバイザー報酬等	2,765
報償費	講師謝礼	29	報償費	講師謝礼	52	報償費	講師謝礼	78
旅費	アドバイザー旅費等	25	旅費	アドバイザー旅費等	22	旅費	アドバイザー旅費等	134
需用費	景観ニュース印刷製本等	207	需用費	景観ニュース印刷製本等	86	需用費	景観ニュース印刷製本等	269
役務費	議事録作成料等	26	役務費	議事録作成料等	35	役務費	議事録作成料等	111
使用料等	会場使用料	38	使用料等	会場使用料	25	使用料等	会場使用料	94

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
物件費	295	157	▲138	国庫支出金	0	0	0	
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
補助費等	31	63	32	使用料及び手数料	0	0	0	
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額	546	2,207	1,661	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲12,147	▲14,009	▲1,862	
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
行政費用合計(b)	12,147	14,009	1,862	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲12,147	▲14,009	▲1,862	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲12,147	▲14,009	▲1,862	

備考 29年度においては、物件費が景観ニュース印刷製本の実績減等に伴い減少した。また、補助費等は講師謝礼の実績増等に伴い増加した。

問題点・課題 ○事前協議制度による景観アドバイザーの指摘に対する対応率は、施主や事業者の建築計画に対するコンセプトや予算などに影響されるが、これまでは高い数値を示しており、引き続き制度を機能させて今後も高い対応率を継続していく。
○魅力ある景観まちづくりを進めるためには、地域住民を中心とした景観まちづくり活動をいかに育成・支援していくかが課題である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、「景観まちづくり塾」を開講して、新たな地域力向上の担い手の発掘・育成を更に進める。	新たな塾生も参加しての「景観まちづくり塾」Ⅱ期を実施し、塾生による成果品である「荒川ワクワク防災マップ」の作成に取り組んだ。	「景観まちづくり塾」Ⅲ期を開講し、「荒川ワクワク防災マップ」の完成を目指す。地域力向上の担い手の発掘・育成を更に進める。
②			
③			

他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
景況	景観法に基づく景観行政団体として景観計画、景観条例の制定区：18区 (世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区、品川区、江戸川区、板橋区、練馬区、台東区、渋谷区、大田区、文京区、北区、豊島区)
議(要)質(問)状	・平成21年2定 地域の活性化に寄与する景観について ・平成23年4定 景観条例の制定について ・平成25年1定 景観に配慮をした公共サインについて

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-09		戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事														
事務事業名	西日暮里三丁目まちづくり計画検討		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原											
			担当者名	大沼・宮本		内線	2821											
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）																		
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業 （ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度 ）			<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業														
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成		17年度	根拠														
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等														
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画													
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市															
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備															
	施策	01	快適な市街地環境への誘導															
目的	「区部における都市計画道路の整備方針（H16.3）」で都市計画の見直し候補区間として示されていた西日暮里三丁目における補助92号線、補助188号線について廃止の方針が決定し（H27.12）、概ね2年程度を目安に都市計画決定手続きを行うこととなった。都市計画道路の廃止に合わせ、用途地域等の都市計画の変更を行うとともに、地域住民と今後のまちづくりの方向性を検討する。																	
対象者等	西日暮里三丁目地域内に権利を有する者（面積13.5ha，居住者：約千世帯1,800人）																	
内容	○区部における都市計画道路の整備方針における区内の都市計画の見直し候補区間（廃止決定） <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">路線名</td> <td style="width: 30%;">見直し候補区間</td> <td style="width: 20%;">延長</td> <td style="width: 30%;">計画幅員</td> </tr> <tr> <td>補助92号線</td> <td>環状4号線～補助184号線</td> <td>約2,520m</td> <td>20～22m</td> </tr> <tr> <td>補助188号線</td> <td>補助92号線～日暮里駅前付近</td> <td>約460m</td> <td>6～15m</td> </tr> </table> ○都市計画決定手続きが必要な事項 ・補助92号線の廃止（都決定）及び補助188号線の廃止（区決定） ・補助92号線と環状4号線の隅切りおよび補助92号線と補助188号線の隅切りの廃止に伴う用途地域の変更（都決定） ・上記区域の防火規制および高度地区の変更（区決定）						路線名	見直し候補区間	延長	計画幅員	補助92号線	環状4号線～補助184号線	約2,520m	20～22m	補助188号線	補助92号線～日暮里駅前付近	約460m	6～15m
路線名	見直し候補区間	延長	計画幅員															
補助92号線	環状4号線～補助184号線	約2,520m	20～22m															
補助188号線	補助92号線～日暮里駅前付近	約460m	6～15m															
経過	平成15年度 日暮里・谷中地区道路ネットワーク検討調査委員会（東京都主催、荒川区、台東区） 平成16年3月 第三次事業化計画「区部における都市計画道路の整備方針」策定（東京都・特別区） 平成17年度 「見直し候補区間」の周知、まちづくりに関する検討を行うために住民意識を高揚（説明会、アンケート）、検討組織への参加の呼びかけ、準備会議の開催 平成18年4月 「西日暮里三丁目まちづくり協議会」発足 以降H21年度末までに、協議会39回開催、まちづくりニュース15回発行 平成22年3月 「西日暮里三丁目まちづくり計画」策定 平成27年12月 見直し候補区間の都市計画道路廃止の方針決定																	
必要性	都では概ね2年程度を目安に都市計画道路の廃止手続きを行う方針であることから、それに合わせた地域住民との調整および都市計画決定手続きが必要となる。																	
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）																	
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明											
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み		目標値 (38年度)										
	①	まちづくり計画策定進捗率（%）	100	100	100	100	100	策定済：100%										
	②																	
③																		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																
30年度	31年度																	
継続	継続	住民の手による保全型のまちづくりを進める。																

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	995	4,150	3,155	行政収入	地方税			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計 (a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	55	893	838		行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,050	▲ 5,043	▲ 3,993
		其他行政費用					金融収支差額 (d)			
		行政費用合計 (b)	1,050	5,043	3,993		通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,050	▲ 5,043	▲ 3,993
	特別費用 (g)				特別収入 (f)					
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,050	▲ 5,043	▲ 3,993		

備考

行政費用では、給与関係費が主たる支出である。

問題点・課題

○都市計画道路の廃止、用途地域の変更、防火地域等の変更手続きを進めるにあたり、都及び関係3区で同時に進める必要があるため連絡を密にし、スケジュールを調整していく必要がある。
○隣接する谷中三丁目では道路の拡幅や新たな防火規制を導入するなど地域の防災性向上を進めており、木造住宅が密集する本地区においても検討を進める必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	廃止の手続きを東京都および近隣区とともに進める。	廃止の手続きに関して東京都及び近隣区と協議を行った。	引き続き、東京都及び近隣区と調整を行う。
②	廃止に伴い、用途地域等の変更による影響のある範囲には説明等を実施する。	用途地域の変更による影響範囲について調査を実施したが、説明は未実施である。	廃止・変更手続きに併せ、東京都及び関係3区と連携して説明会を実施する。
③			

他区の実況

(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)

況議(会質問状)

・平成17年4定 補助92号線の見直しについて

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-01-10		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	都市計画マスタープランの推進		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	大沼・宮本		内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）			<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	17年度	根拠	都市計画法第18条の2				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	40年度	法令等	（市町村の都市計画に関する基本的な方針）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	平成21年3月に改定した都市計画マスタープランに掲げる目標を実現するため、長期的な視点で街づくりを推進する。							
対象者等	区民及び事業者をはじめ、区の各街づくり施策担当							
内容	<input type="radio"/> 都市計画マスタープランに掲げる分野別街づくり及び地域別街づくりの取組事項についてまとめた市街地整備プログラムに基づき、各種事業の進行管理を行い、事業の促進を図る。 <input type="radio"/> 都市計画マスタープランをもとに、新たな都市計画や街づくり事業の調整を行う。							
経過	平成8年度 当初の都市計画マスタープラン策定 平成16年度 （都）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）策定 平成17年度 基礎資料となる他の自治体の取り組み状況の調査等実施 平成18年度 区の策定方針検討のための資料作成、委託業者選定プロポーザル実施 平成19年度 策定業務委託、基礎調査及び中間素案まとめ作成 平成20年度 策定業務委託、中間案のパブリックコメント 都市計画マスタープラン策定 平成21年度 （都）都市づくりビジョン改定 平成22年度 市街地整備プログラムの策定 平成26年度 （都）都市計画区域マスタープラン改定 平成29年度 （都）都市づくりのランドデザイン策定							
必要性	都市計画マスタープランに基づき、計画的かつ効率的な街づくりを推進する必要がある。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	市街地整備プログラム策定進捗率(%)	100	100	100	100	100	策定完了：100%
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等を行う。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	5,472	8,666	3,194	行政収入	地方税			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	304	1,865	1,561		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,776	▲ 10,531	▲ 4,755
		その他行政費用					金融収支差額(d)			
		行政費用合計(b)	5,776	10,531	4,755		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,776	▲ 10,531	▲ 4,755
	特別費用(g)				特別収入(f)					
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,776	▲ 10,531	▲ 4,755		

備考 行政費用では、給与関係費が主たる支出である。

問題点・課題 ○東京都の上位計画の策定や改定の動きや、区の基本計画の改定など、各種計画と内容の整合を図っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	東京都の上位計画の策定や改定の動向を注視し、内容の検討を行う。	東京都が都市づくりのグランドデザインを策定したため、その影響等について検討した。	今後、都の上位計画等の改定が想定されるため、それに合わせて内容の検討を行う。
②	市街地整備プログラムの改定を行う。	市街地整備プログラムの改定作業を行った。	市街地整備プログラムの更新を行う。
③			

他区の実況	(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区)
	改定時期 港区(H29)、文京区(H23)、墨田区(H20)、江東区(H23)、品川区(H25)、大田区(H23)、世田谷区(H27)、中野区(H21)、杉並区(H25)、豊島区(H27)、北区(H22)、板橋区(H23)、練馬区(H27)、葛飾区(H23)
況議(会質問状)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年3定 町屋地域全体のまちづくりについて、町屋駅周辺に下町の風情を生かしたまちづくりについて 平成23年1定 荒川区の今後のまちづくりについて、南千住地域における今後のまちづくりについて 平成23年4定 魅力ある尾久地域の整備について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		11-01-12		戦略プラン		<input checked="" type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		区民の手によるまちづくりの支援		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原	
				担当者名	大沼・宮本	内線	2821	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		02-01-01	区民の手によるまちづくり支援事業費					
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 （ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度 ）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	18年度		根拠				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度		法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	地域を愛し、人を思いやるあらかわの良さをよりどころに、自立した区民が、主体的にまちづくりに参加する仕組みづくりを検討する。							
対象者等	区民							
内容	○区民が地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり 区民が主体となってまちづくりを考える手法である地区計画制度に興味を示してもらうため、地域住民が真に必要な情報等を反映した地区計画の手引きやガイドを作成すると共に、初期の各種相談に即時に対応できる体制の整備及び検討段階における支援を検討する。 ○まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり 都市計画の提案制度の創設や近年制定する自治体が増えつつあるまちづくり条例等、荒川区らしい区民参加の仕組みを模索する。							
経過	平成18年度	都市計画マスタープラン改定に向けた準備、業者選定の実施 西日暮里三丁目まちづくり協議会の設立 区政改革懇談会（まちづくり・環境分科会事務局）の実施 荒川区基本構想策定						
	平成19年度	パブリック・コメント制度の本格実施（総務企画部） あらかわ・まちづくり会議の実施（都市計画マスタープラン策定の一環）						
	平成21年度	西日暮里三丁目まちづくり協議会の活動を参考に「地区計画策定の手引」作成						
	平成23年度	荒川区景観計画策定、景観条例制定 ⇒景観まちづくり活動を行う区民組織の育成、認定、技術的支援の制度を創設						
	平成28年度	区民主体のまちづくり活動である日暮里中央通りまちづくり協議会の設立						
	平成29年度	日暮里中央通りのまちづくり支援のために区が地権者の意向調査を実施						
必要性	基本構想の基本理念や都市計画マスタープランに掲げる区民の主体的なまちづくりへの参画を推進するため、区民の手によるまちづくりの支援制度の整備が必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ） 日暮里中央通り沿道地区地区計画策定支援業務委託 予算4,696千円							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	まちづくりに関する活動組織数	8	9	9	9	10	組織の数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
推進	推進	時代の要請である住民主体のまちづくりを実践していくための事業である。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	4,696
決算額(30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	4,696
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
						委託料	地区計画策定支援業務委託	4,696

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費		2,985	3,539	554	地方税			
物件費						国庫支出金				
維持補修費						都支出金				
扶助費						分担金及び負担金				
補助費等						使用料及び手数料				
減価償却費						その他				
不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計(a)	0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額		166	762	596	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲3,151	▲4,301	▲1,150		
その他行政費用						金融収支差額(d)				
行政費用合計(b)		3,151	4,301	1,150	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲3,151	▲4,301	▲1,150		
特別費用(g)					特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲3,151	▲4,301	▲1,150			

備考 行政費用では、給与関係費が主たる支出である。

問題点・課題

○区民がまちづくり活動をより身近なものと感じられるよう、様々なまちづくり活動を知る機会や活動に参加できる機会を増やす必要がある。

○区民からのまちづくりへの要請に対する支援策について検討をする必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	日暮里中央通りにおけるまちづくり活動への支援を通じて、他のまちづくり活動への応用を検討する。	まちづくり協議会が地域への周知・啓発活動を行い、区は協議会支援のために地権者の意向調査を実施した。	地区計画策定に向けて、区がコンサルタント委託を行い、まちづくり協議会を支援していく。
②	引き続き、協議会未設置地区においても、設立地区と同様の取組を行い、防災まちづくりの意識啓発を図る。	町会役員会に出席し防災街づくり施策等を周知すると共に、同地区の町会長に対して今後の防災まちづくりに関する説明会を開催した。	協議会未設置地区においても地区計画策定に向けた取組を、地元町会等と連携を図り進めていく。
③	引き続き「景観まちづくり塾」を開講し、まちづくりの担い手の発掘・育成を更に進める。	新たな塾生も参加しての「景観まちづくり塾」Ⅱ期を実施し、塾生による成果品「荒川ワクワク防災マップ」の作成に取り組んだ。	「景観まちづくり塾」Ⅲ期を開講し、「荒川ワクワク防災マップ」の完成を目指す。地域力向上の担い手の育成を更に進める。

他区の実況	(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区)
	まちづくり条例制定区：中央区、港区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区

況議(会質問)状	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年2定 都市計画制度の活用に関して、生活環境と地域コミュニティを守る荒川区まちづくり条例の制定について 平成20年1定 都市再生整備計画などを活用したまちづくりについて 平成20年3定 総合的なまちづくり条例制定について 平成28年度11月会議 住民が考えるまちづくりについて
----------	---

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		11-03-12		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		地籍調査事業		部課名		防災都市づくり部施設管理課		
				課長名		的場 寛		
				担当者名		三浦		
				内線		2718		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-05-02		地籍調査事務費				
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 （ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度 ）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度		<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成		25年度		根拠法令等		
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度		国土調査法		
実施基準		<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系		分野		VI		安全安心都市		
		政策		12		利便性の高い都市基盤の整備		
		施策		01		快適な市街地環境への誘導		
目的		土地の最も基礎的な情報である地籍（土地所有者、地番、地目、境界、面積）を明らかにすることにより、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化、土地資産の保全、公共事業の効率化等に寄与する。						
対象者等		区民等						
内容		1 調査概要 ・国土調査法に基づいて行う調査であり、一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目の調査及び境界、面積の測量を行い、その結果を地籍図、地籍簿に取りまとめる調査である。 ・荒川区では、官官、官民、民民等の全ての境界を調査する一筆地調査に先行して、官官及び官民境界を調査する「官民境界等先行調査」を行う。 2 効果 ・公共物管理の適正化 ・万一の災害時における復旧・復興の迅速化 ・境界をめぐるトラブルの未然防止 ・土地の売買・分合筆の円滑化 ・課税の適正化、公平化 等						
経過		平成25年度 事業着手準備 平成26年度 (社)全国国土調査協会加入 東京都国土調査推進協議会加入 地籍調査開始 西日暮里五・六丁目の一部 約16ha（基準点測量） 平成27年度 西日暮里五・六丁目の一部 約4ha（街区調査） 平成28年度 西日暮里五・六丁目の一部 約6ha（街区調査） 平成29年度 西日暮里五・六丁目の一部 約3ha（街区調査） 平成30年度 町屋二・四丁目の一部 約5ha（基準点測量・街区調査） 西尾久二丁目・東尾久五丁目の一部 約5ha（基準点測量・街区調査）						
必要性		区道等を適正に管理するために必要な事業である。						
実施方法		（2一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 都市再生地籍調査委託：東日本総合計画(株) 7,128,000円（平成29年度）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	① 基準点測量 (ha)		0	0	0	10	10	西尾久二丁目・東尾久五丁目一部・町屋二・四丁目一部 H30～
	② 街区調査 (ha)		4	6	3	10	10	H30から1エリア2年で調査
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
推進		推進		公共物管理の適正化や災害時における復旧、復興の迅速化を図れることから推進する必要がある。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		—	55	4,715	8,467	11,457	7,351	7,181
決算額(30年度は見込み)		—	23	4,102	6,855	11,049	7,162	7,181
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
前期工程実施面積(ha)			0	16	0	0	0	10
後期工程実施面積(ha)			0	0	4	6	3	0
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	金属標購入費	101	需用費	金属標購入費	4,320	需用費	金属標購入費	152
委託料	都市再生地籍調査委託	10,908	委託料	都市再生地籍調査委託	7,128	委託料	都市再生地籍調査委託	6,998
負担金補助等	全国国土調査協会費	40	負担金補助等	全国国土調査協会費	30	負担金補助等	全国国土調査協会費	31

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	11,685	12,166	481	地方税	0	0	0
	物件費	11,009	4	▲11,005	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	5,721	3,165	▲2,556
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	40	30	▲10	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	5,721	3,165	▲2,556
	賞与・退職給与引当金繰入額	938	1,782	844	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲17,951	▲17,945	6
	その他行政費用	0	7,128	7,128	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	23,672	21,110	▲2,562	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲17,951	▲17,945	6
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲17,951	▲17,945	6	

備考 物件費が▲11,005だが、その他行政費用が7,128の増となっている。この差分は、調査エリアが平成28年度に比べ6haから3haに減少したためである。

問題点・課題 ○平成26年度から官民境界等先行調査を行っている。この調査は、管轄登記所等関係機関との調整や測量、立会、データ整理等に多くの時間を要する。荒川区の調査必要面積は約970haであるが、仮に調査作業量を年間10ha実施した場合でも調査完了までに膨大な期間を要することとなり、多くの弊害が生じる。執行体制を強化して積極的に調査を進めていく必要がある。
○上記のように地籍調査には多大な費用及び時間がかかることから、効率性や効果性を踏まえ速やかに進めていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	調査期間中の土地所有者の変更への対応が遅れることなく、立会依頼文の内容の改善、定期的な登記事項要約書の確認等を行う。	発注時期を早めたため、立会時期も早まり、土地所有者の変更への対応に余裕をもって行うことができた。	立会依頼文発送直前の登記事項要約書の確認及び立会依頼文早期送付による、土地所有者変更への対応の迅速化。
②			
③			
他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)		
議(要)質(問)状	平成27年度2月会議 平成29年度9月会議 平成29年度2月会議	地籍調査の早期完結について 地籍調査の進捗率と今後の区への対応 地籍調査の目標管理と、来年度の達成目標	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		11-05-02		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		建築指導事務		部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山	
		担当者名	佐久間	内線	2842			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01	建築指導事務費					
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 （ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度 ）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成		41年度	根拠	建築基準法、都市計画法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る。							
対象者等	建築物の新築、増築、改築又は用途変更等を計画する者及び既存建築物の所有者等							
内容	1 建築物の確認審査及び検査 建築物の確認申請が法令に適合しているかどうか、工事着手する前に審査をし、確認済証の交付を行う。また、特定工程到達時、工事完了時に建築主事の検査を行う。 2 許可及び認定 建築基準関係法令に基づく許可及び認定、都市計画法53条に基づく許可を行う。 3 違反建築物等の取締 建築基準法に基づき良好な住環境を守るため、違反建築物を未然に防止することを目的とした現場パトロール、是正に向けた指導や保安上危険な建築物等に対する措置を行う。 4 各種調査及び証明 建築物の着工状況、建築物のうち老朽、増改築等により除却される建築物の状況を把握する建築動態統計調査を行う。また、租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明書や道路位置指定図の証明等の交付を行う。							
経過	平成14年7月12日 建築基準法による形態規制等改正（形態制限の選択肢の拡充、地区計画制度の見直し） 平成15年7月25日 法52条8項による住宅系建築物の容積率割増迅速区域指定（同8月1日施行） 平成15年8月20日 東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示（383.5ha） 平成15年～16年 新たな防火規制（耐火性能の強化）・改正日影規制条例（測定面の変更等）の施行 平成19年6月20日 改正建築基準法の施行（建築確認・検査の厳格化、指定機関の業務適正化等） 平成20年～26年 地区計画区域内の制限条例（H20:南千住1・荒川1丁目地区）（H22:荒川5.6丁目地区）（H24:荒川2.4.7丁目地区）（H24:町屋2.3.4丁目地区）（H26:尾久中央地区） 平成21年2月27日 東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示（1.6ha）（同4月1日施行） 平成22年9月1日 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書（荒川区）の策定 平成26年6月4日 建築基準法の改正（木材利用の規制緩和等） 平成29年4月3日 建築計画概要書等の写しの証明書の交付							
必要性	地方自治体としての基本的な事務である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	完了検査実施率（%）	96.1	95	90	95	100	検査済証交付件数/工事完了件数 (30年3月31日現在)
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続		継続		建築基準法には、国民の生命・健康・財産を守るため、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準が定められている。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		4,677	3,915	3,503	3,998	3,167	2,824	3,322
決算額(30年度は見込み)		2,561	3,007	2,710	2,814	2,254	2,600	3,322
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	建築確認申請数(区)	118	99	80	75	54	75	54
	建築確認申請数(民間確認機関)	497	565	477	544	538	544	538
	違反等件数	84	61	69	64	58	64	58
	証明発行件数	2,428	2,276	2525	2557	2459	4553	8427
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	消耗品購入(図書等)	295	需用費	消耗品購入(図書等)	313	需用費	消耗品購入(図書等)	377
役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	58	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	109	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	108
委託料	特殊建築物定期調査報告業務委託等	1,804	委託料	特定建築物定期調査報告業務委託等	1,757	委託料	特定建築物定期調査報告業務委託等	2,739
使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料	97	使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料	97	使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料	98
			備品購入費	証明書発行用契印機	324			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	物件費	2,196	2,491	295	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	44	44	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	58	109	51	使用料及び手数料	1,662	2,369	707
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,706	2,413	707
	賞与・退職給与引当金繰入額	6,156	5,324	▲ 832	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 122,286	▲ 109,957	12,329
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	123,992	112,370	▲ 11,622	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 122,286	▲ 109,957	12,329
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 122,286	▲ 109,957	12,329

備考 29年度については、証明書発行用契印機を購入(324千円)したため物件費が増加した。

問題点・課題 1 平成14年7月に建築基準法の集団規定が改正され、土地の有効高度利用の要請への対応や市街地環境の確保等を勘案しつつ、容積率制限、日影制限等の見直しを実施した。また、平成20年から地域特性に応じて用途制限等を強化できる地区計画制度を活用し、良好な都市環境の形成に資する取組みを推進してきた。今後も、多種多様な課題に的確に対応できるよう、建築物の制限について継続的に調査・研究していく必要がある。
2 建築基準法の一部を改正する法律案が平成30年3月6日に閣議決定され、今年度の成立を目指す動きとなっている。また、これらに伴い、東京都建築安全条例の改正も予定されており、同条例7条の3による区域規制の考え方や接道規制の強化、手数料改正など、都や地区との調整が課題となっている。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	法令等の改正の機会を捉え、引き続き調査・研究を継続するとともに、必要に応じて見直しに向けた提案、検討を行う。	法令の改正に関する会議へ参画し、区の課題及び実情について法制部局と意見交換を行った。	建築基準関係法令等の改正情報について、早期の情報収集に努め、関連部署との連携を図りつつ、調査・研究・提案を継続する。
②	指定確認検査機関処理物件の点検等を継続するとともに、業務の適正化、迅速化に向けた方策について継続検討する。	提出された指定確認検査機関処理物件の報告書を全件点検し、不備事項について改善を求めた。1機関に対し立入検査を実施した。	指定確認検査機関処理物件の点検等を継続するとともに、業務の適正化、迅速化に向けた方策について継続検討する。
③	研修等を活用し職員の処理能力の向上を図るとともに、体制整備等について継続検討する。	建築士資格取得ガイダンスや建築士育成技術講習会、講演会、見学会等を実施し、処理能力の向上を図った。	建築物等の事故に対する処理時間の短縮や専門知識の継承の仕方などを研究し、体制整備等について継続検討する。

他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議(会)質(問)状			